ハ　［略］

ニ　地域限定保育士が、その業務に関して地域限定保育士の名称を表示するときに、当該地域限定保育士が児童福祉法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録を受けた認定地方公共団体を明示し、当該認定地方公共団体以外の区域を表示していないこと。

ホ　国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

［二～九　略］

第二　一日に保育する乳幼児の数が五人以下であり、児童福祉法第六条の三第九項に規定する業務又は同条第十二項に規定する業務を目的とする施設　次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。

［一・二　略］

三　その他

第一の一のハからホまで、二のニ及びホ、三並びに五から九までに掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の二のホ中「調理室」とあるのは「調理設備の部分」と、六のイ中「調理室」とあるのは「調理設備」と読み替えるものとする。

第三　児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設であって、複数の保育に従事する者を雇用しているもの　次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。

［一～三　略］

四　第一の一のハからホまで、五のイ(1)から(4)まで、ロ並びにハ(1)及び(2)、七のイ、ニ(1)及びヘからチ(7)を除く。)まで、八並びに九に掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の五のイ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、ロ(1)中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、七のイ中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、ヘ中「乳幼児が感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、ト(3)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、八のイ中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

第四　児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設であって、第三に掲げる施設以外の施設　次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。

［一～三　略］

四　第一の一のハからホまで、五のイ(1)から(4)まで、ロ(1)前段、(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、七のイ、ニ(1)及びヘからチ(7)を除く。)まで、八並びに九に掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の五のイ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、七のイ中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、ニ(1)中「採用時及び一年に一回」とあるのは「一年に一回」と、ヘ中「乳幼児が感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」

ハ　［同上］

［号の細分を加える。］

ニ　国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

［二～九　同上］

第二　一日に保育する乳幼児の数が五人以下であり、児童福祉法第六条の三第九項に規定する業務又は同条第十二項に規定する業務を目的とする施設　次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。

［一・二　同上］

三　その他

第一の一のハ及びニ、二のニ及びホ、三並びに五から九までに掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の二のホ中「調理室」とあるのは「調理設備の部分」と、六のイ中「調理室」とあるのは「調理設備」と読み替えるものとする。

第三　児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設であって、複数の保育に従事する者を雇用しているもの　次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。

［一～三　同上］

四　第一の一のハ及びニ、五のイ(1)から(4)まで、ロ並びにハ(1)及び(2)、七のイ、ニ(1)及びヘからチ(7)を除く。)まで、八並びに九に掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の五のイ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、ロ(1)中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、七のイ中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、ヘ中「乳幼児が感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、ト(3)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、八のイ中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

第四　児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設であって、第三に掲げる施設以外の施設　次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。

［一～三　同上］

四　第一の一のハ及びニ、五のイ(1)から(4)まで、ロ(1)前段、(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、七のイ、ニ(1)及びヘからチ(7)を除く。)まで、八並びに九に掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の五のイ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、七のイ中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、ニ(1)中「採用時及び一年に一回」とあるのは「一年に一回」と、ヘ中「乳幼児が感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」と